

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害のある方が対象

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方のうち、保険料を年金からお支払いされている方は、8月が本年度3期目のお支払い月です。

納入通知書又は口座振替によるお支払いをされている方は、8月31日が第2期分の納期限となっています。



平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いで終わっていた方は、今年度の保険料のお支払い方法が、以下のとおり年度途中で変わりますので、ご注意ください。

【昨年度の8月の年金で20年度保険料のお支払いが終わった方の今年度保険料のお支払い方法】

お支払い方法	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「年金」からお支払いの方	納付書等	納付書等	納付書等	納付書等	年金		年金		年金	
	(9月までは納入通知書または口座振替)				(10月以降は年金からのお支払いとなります)					
「口座振替」でお支払いの方		口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	口座振替	

※年金の受給額が年額18万円未満の方、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方は、10月以降も納入通知書または口座振替によるお支払いとなります。

保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、市民生活課国保賦課徴収係へお申し出ください。

※ご注意ください

① 口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。

② 既に年金からのお支払いから口座振替への申し出手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。申し出をされていない場合は、年金からのお支払いになる場合があります。

③ 年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。

④ 国民健康保険料（税）を口座振替によるお支払いをされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。

⑤ 保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減している制度が始まりました。

Medical care and care



高額医療・高額介護合算療養費制度

国民健康保険、後期高齢者医療それぞれの世帯内加入者（被保険者）の全員が、1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担額が基準額を超えたときは、その超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費」として支給します。

通常、毎年8月から翌年の7月までの医療費と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算しますが、平成20年4月から制度が開始されたため、平成21年度に限り、平成20年4月～平成21年7月末の16ヶ月間の合計で計算することもできます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、（ ）内の金額です。

なお、国民健康保険の加入者と後期高齢者医療の加入者の医療保険と介護保険の自己負担額を合算することはできませんので、ご注意ください。

負担を軽減している世帯の制度が始まりました。

後期高齢者医療に加入している方（75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象）自己負担額の合計の基準額

現役並み所得者
67万円（89万円）

一般
56万円（75万円）

※現役並み所得者：住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

住民税非課税世帯

区分Ⅱ 31万円（41万円）

区分Ⅰ 19万円（25万円）

※住民税非課税世帯：

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

○世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

○老齢福祉年金を受給されている方

国民健康保険に加入している方（70～74歳の方）自己負担額の合計の基準額

① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合
67万円（89万円）

② ①・③・④以外の場合
56万円（75万円）

③ 世帯全員が市町村民税非課税の場合
31万円（41万円）

④ ③のうち、世帯全員の所得が一定以下（年金収入80万円以下等）の場合
19万円（25万円）

70歳未満の方 自己負担額の合計の基準額

① 世帯全員合計所得が一定以上（合計所得が600万円を超える場合）の場合
126万円（168万円）

② ①・③以外の場合
67万円（89万円）

③ 世帯全員が市町村民税非課税の場合
34万円（45万円）



申請手続きについての留意点

- ◆支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせします。
- ◆お知らせが届いた場合は、下記の窓口申請してください。
- ◆ただし、国民健康保険に加入している方で、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。
- ◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
 - ・市町村を超えて転居された方
 - ・他の医療保険から国民健康保険に移られた方。
- ◆具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。
市民生活課医療保険係 ☎32-2214

- 平成20年4月からスタート
- した長寿医療制度の様々な
- 意見や批判について

長寿医療制度は、原則75歳以上の高齢者を対象とした新しい医療保険制度であり、都道府県を単位として広域連合が運営をしています。

開始当初は、「高齢者だけで構成されている医療保険に対する不安」「年金から天引きされることへの不満」などがありました。国はこれらの不満を解消するため、様々な制度改正を行ってきたこと、市においても「広

長寿医療制度について、わかりやすく教えてください。



市役所 市民生活課長 栗山 滋之

報による制度解説」「出前講座」による制度説明」「窓口での制度説明」などを継続的に行なってきましたので、現在は落ち着いた状況にあります。

●以前の老人保健制度との違い

医療費の自己負担率や保険料の算定の仕方などはほとんど変わっていません。しかしながら、社会保険等の被扶養者が保険料の納付義務が生じたこと(軽減措置あり)や低所得者層の軽減割合が増えたことなどが変更された点です。

- 長寿医療制度のしくみを、
- ぜひ一度わかりやすく聞いて

長寿医療制度を維持する財源内訳は、税金5割、現役世代4割、高齢者の保険料1割となっています。

老人保健制度では、地域間の保険料の格差が最大で約5倍ありましたが、長寿医療制度では2倍に縮小されています。同じ都道府県で同じ所得なら、同じ保険料を負担していただく仕組みに変わりました。

●今後の長寿医療制度は？

長寿医療制度は広域で運営されていることから、保険料などの地域格差が小さく不公平感は解消されていますが、健康づくりを行なう保健事業などについてはまだまだ充実されていない感があります。

国では、「制度の改善余地あり」この見解がありますので、これからも細かな制度改正は続く予測しています。

最後に、高齢者の方々が安心して受診できる体制づくりを行なうため、市は広域連合と連携を強化しながら、「高齢者の健康づくり」や「医療費の適正化・保険料の収納対策」などについて、取り組んでいきます。

赤平市市税等

収納向上対策本部

滞納となる前に納税相談を！

納期限を過ぎると「督促状」を送ります。それでも納めていただけない場合は、滞納処分(財産の差押え等)を行うこととなります。また、被保険者証も有効期限が短く頻繁に更新手続が必要な「短期被保険者証」を交付します。さらに、短期被保険者証交付者で故意に滞納している等と判断した場合、保険証を返してもらい、代わりに「資格証明書」を交付します。

資格証明書の場合は、医療機関で受診の際は、保険証のような受診券とはなりませんので、一旦全額自己負担となり、その後国保窓口で払戻しをしますが、払戻しの一部または全額を差押える場合があります。災害など特別な事情で保険料の納付が困難な場合、分割納付等もできますので、納期限までに納めることが出来ない場合には、早めにご相談ください。(国保賦課徴収係 ☎32-2214)

夜間納税収納窓口

【開設日時】 8月31日(月) 17時～20時まで
場所 次の係にて開設しています。

- 納税係(市税)
- 国保賦課徴収係(国民健康保険税 後期高齢者医療保険料)
- 子ども未来・医療給付係(保育料)
- 介護福祉係(介護保険料・老人福祉費負担金)
- 契約管財係(市有財産貸付料)
- 上下水道課管理係(水道料・下水道使用料・下水道事業受益者負担金)
- 学校教育係(幼稚園保育料・入園料・奨学資金貸付金)

【今月の納税】

市道民税	第2期
国民健康保険税	第2期
後期高齢者医療保険料	第2期
介護保険料	第3期

納期
8月31日(月)まで
納期を守ろう!

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219